

平成25年10月11日

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク 御中

〒464-0074

名古屋市千種区仲田二丁目15番8号NTビル11階

株式会社シッククリエー

代表取締役 宇佐美

TEL 052-745-5370 FAX 05

## 回 答 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴法人からの平成25年9月18日付け再申入書に対し、以下のとおりご回答いたします。

### 1 約定書第5項③、第8項について

貴法人からの要請に基づき、傷害保険に関する資料として、①事業要項・運営要項等が記載されたパンフレット（傷害保険については、「運営要項」内に記載されています）、②スポーツ安全保険のしおりを開示いたします。

### 2 約定書第6項③について

再申入れの趣旨にあるように、「退会の申出のあった月の末日をもって退会」という扱いにした場合、いったん引き落とされてしまった翌月分の運営費を返還する事態が予想されますが、その手数料や人件費の問題も無視できません。したがって、「退会の申出のあった月の翌月末日をもって退会」という扱いにも合理性があると考えております。

ただ、弊社としても、消費者保護の見地から、「ただし、やむを得ない事情（転勤、病気等）があるときは、退会の申し出をした月の末日をもって退会」という例外規定を設ける方向で検討中です。このような形であれば、大多数のケースで例外規定に該当し、消費者保護に反することはないと考えますが、いかがでしょうか。

なお、「退会の申出のあった月の末日をもって退会」という扱いにしている事業者は、

どれほどいるのでしょうか。弊社は、そのような事業者を知りませんので、ご存知であれば、教えていただきたいと思います。

3 約定書第7項③について

再申入れの趣旨に沿って、改訂したいと思います。

4 貴法人のホームページ等での公表について

弊社としても、貴法人の活動の意義については十分理解しているつもりですが、ホームページでの公表は、消費者に対し、申入れを受けた事業者＝悪徳事業者というイメージを植え付けるおそれがありますので、この点へのご配慮をお願いいたします。

敬具

添付資料

1. パンフレット
2. スポーツ安全保険のしおり

# スポーツ安全保険<sup>®</sup>のしおり

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

5名以上の団体で  
ご加入ください

## 1 スポーツ安全保険とは

加入対象 → スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体をご加入になれます。

(公財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った5名以上のアマチュアの社会教育関係団体<sup>(※1)</sup>の構成員を被保険者(補償の対象となる方)として、損害保険会社9社(裏面ご参照)との間に、傷害保険(突然死葬祭費用保険を含む。)および賠償責任保険を一括契約した補償制度です。

(注1) 社会教育関係団体とならない例

×家族だけで活動する団体 ×プロスポーツを行う団体 ×営利活動を行う団体(会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できません。)

<b>傷害保険</b>	急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償 ※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分での「団体活動中およびその往復中」以外では対象となりません。
<b>賠償責任保険</b>	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償
<b>突然死葬祭費用保険</b>	突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償 ※AW区分での「団体活動中およびその往復中」以外の突然死は対象となりません。

**対象となる事故の範囲** 日本国内での次の事故が対象(学校管理下を除く。)

### 団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における団体活動中の事故

※AW区分に限り、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も対象(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除く。)

### 団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

### 学校管理下の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校の証明書の提出が必要となります。学校管理下か否かは、校長の判断によります。

## 2 保険責任期間(一般団体の加入区分)

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の支払完了日の翌日または平成25年4月1日のうち最も遅い日の午前0時より有効となり、終期は教室の終了日または平成26年3月31日のいずれか早い日の午後12時となります。

平成25年4月1日午前0時より平成26年3月31日午後12時まで

ただし、加入手続日<sup>(※1)</sup>が4月1日以降の場合、加入手続日の翌日午前0時<sup>(※2)</sup>より平成26年3月31日午後12時までとなります。

(注1) 加入手続日とは、加入依頼書を使用し掛金を指定銀行窓口で振込み、加入依頼書<sup>①②</sup>が回収された場合は振込日を、指定銀行窓口以外、ゆうちょ銀行で振込むなど、加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日を指します。インターネット加入の場合は掛金の支払日を指します。

(注2) 翌月一括手続方式での中途加入手続で、その要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時より有効です。

## 3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の美費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

**一般団体の加入区分** (団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、 保険金額はA1区分と同様		2,100万円	3,150万円	5,000円	
大人 高校生以上 65歳以上の方も加入 できます。	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け ※スポーツ活動を行う場合は対象となりません。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どもへのスポーツ活動の指導・審判 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
65歳以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合はA2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※危険度の高いスポーツ活動(アメリカンフットボール、山岳登山、ハングライダー等)はD区分以外では補償されません。

### 短期スポーツ教室の加入区分

インターネット加入のみの受付です。(教室ごとに5名以上でご加入ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)	賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内のスポーツ 教室)の活動	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

※インターネット加入をご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。